
山口県老人クラブ連合会 弔慰規程

第1条 物故せる老人クラブ事業関係者及び功労者に対する弔慰は、この規定によって、行うものとする。

第2条 老人クラブ事業関係者に対しては、本会会長の名をもって、「別表1」に定める香華料を呈す。

- 1 19市町老人クラブ連合会の会長
- 2 県老人クラブ連合会役員及び評議員
- 3 県老人クラブ連合会名誉会員。ただし、弔辞のみとする。
- 4 その他老人クラブ事業に深い関係のあるものに対しては、その程度に応じ、全各号に準じて会長が決定する。

第3条 弔辞及び香華料は、市町老人クラブ連合会に委託して、これを行うものとする。

- 1 弔辞は、当該市町老人クラブ連合会で作成し、役員が代読する。また、実情に応じ、供物をもって香華料に代えることができる。
- 2 香華料は、当該市町老人クラブ連合会において、一時立替支弁した上、様式1により、本会会長に請求するものとする。

附 則

この規程は、昭和38年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

「別表1」

山口県老人クラブ連合会弔慰規程による香華料基準

- 1 19市町老人クラブ連合会会長の場合
香華料 5,000円
- 2 県老人クラブ連合会役員（理事、監事）及び評議員の場合
香華料 5,000円
生花又は花輪 10,000円程度
- 3 この基準は、現職の場合とする。
- 4 香華料は該当市町老人クラブ連合会において一時立替とし、香華料請求書により
本会会長に請求するものとする。

附 記

この基準は、昭和38年8月1日より施行する。

附 記

この基準は、昭和57年4月1日より施行する。

附 記

この基準は、平成18年6月1日より施行する。

附 記

この基準は、令和2年4月1日より施行する。